

岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金実施要領

1 岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱第5条について、以下のとおり定める。

(1) 「実習生を新規に又は拡充して受け入れるために行う次に掲げる事業」における、新規及び拡充とは、以下の場合をいう。

ア 病院

原則、前年度末時点の実習受入数と比較して、実習受入人数を増やす施設、若しくは実習を受け入れる養成所や病棟を新規に増やす施設で、1看護単位の受入人数が、1クール（対象施設で行う一定のまとまりを持った学習内容を学習するに必要な期間、概ね3日以上をいう。）2人以上の受入を対象とする。ただし、小児科・産科病棟実習に関しては、制限しない。

イ 診療所、助産所、訪問看護事業者、老人福祉施設等

原則、前年度末時点の実習受入数と比較して、実習受入人数を増やす施設で、1看護単位の受入人数が2名以上、かつ週1日以上を受入を対象とする。ただし、小児科・産科診療所等に関しては、制限しない。

2 岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱第6条について、以下のとおり定める。

(1) ア 実習指導者講習会受講期間中

「実習指導者講習会を受講する看護職員の代替職員として新たに雇用した看護職員又は看護補助者」とは以下の場合をいう。

イ 実習受入期間中

「実習受入期間中の実習指導者の代替職員とした新たに雇用した看護職員又は看護補助職員」とは以下の場合をいう。

・新たに雇用とは、新規に雇用された者又は当該病棟に配置換え等により代替職員として業務にあたる者をいう。

平成31年4月1日から適用

令和3年4月1日から適用